

# 地下埋設管の道路占用料の減免措置について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

竹林係員

よし、出来た。栗本さん。単独地中化に係る地下埋設管の占用許可に係る決裁をお願いいたします。

栗本係員

どれどれ…。あっ。竹林さん、これ間違えているよ。

竹林係員

えっ？どこですか？

栗本係員

占用料の額だよ。これだと過大な請求になってしまうよ。

竹林係員

えーと、数量は合っているし…、単価も合っているし…、減額率も…

栗本係員

その減額率が間違っているよ。

竹林係員

え？そうなんですか？前回の占用許可書類を参考に確認したのですが…。

栗本係員

それはいつのを参考にしたのかな？

竹林係員

えーと、平成 21 年のですけど…。もしかして前回も間違えていたのですか？

栗本係員

いい機会だから、地下埋設管の道路占用料についておさらいしてみようか。

竹林係員

はい。

栗本係員

地下埋設管の占用料については、そもそも法令ではどのように定められているかな。

竹林係員

占用料については、道路法第 39 条第 1 項において「道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。」と定められていて、占用料の額は、同条第 2 項において「前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。」とされてます。指定区間内の国道における占用料の額については、道路法施行令第 19 条において、「別表占用料の欄に定める金額に、法第 32 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をし、又は法第 35 条の

規定により同意した占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額とする。」とされており、地下埋設管の占用料については、政令の別表の「法第 32 条第 1 項第 2 号に掲げる物件」において、管経区分によりそれぞれ占用料が定められています。(資料 1、2 参照)

**栗本係員**

そうだね。次に減免措置についてだね。

**竹林係員**

占用料の減免措置については、道路法施行令第 19 条第 3 項で「国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占有物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。」とされていて、単独地中化に係る占用料については、「電線類の地中化に伴う占用料の額の取扱いについて」(平成 8 年 1 月 26 日付け建設省政発第 4 号道路局長通達)で別に定められています。(資料 2 参照)

**栗本係員**

そうだね。でも、減免措置については、単独地中化に係る占用料を架空並みにするため、『「電線類の地中化に伴う占用料の額の取扱いについて」の一部改正について』(平成 21 年 8 月 7 日付け国道利第 14 号道路局長通知)が発出されて、それまで政令で定める額の「6 分の 1」とされていた占用料の額が「9 分の 1」に改められたんだ。この改正は平成 22 年度から施行されているんだよ。だから、竹林さんが参考に確認した以前の占有許可書類については、平成 21 年に許可したものだから、改正前の「6 分の 1」が適用されていたから、間違いではないんだよ。

**竹林係員**

そうだったんですね。

**栗本係員**

そうだよ。まだまだ勉強が足りないみたいだね。

**竹林係員**

すみません…。

**渡邊課長**

竹林さんが落ち込んでいるみたいだけど、栗本君がいじめたりしたわけではないよね？

**栗本係員**

人間きの悪いこと言わないでくださいよ。いじめたりなんてしてませんよ。

**渡邊課長**

ははは。冗談だよ。ちゃんと話は聞こえていたからね。

**栗本係員**

それならいいですけど…。

**渡邊課長**

今の話には直接の関係はないけど、地中に設置するものとして、電線共同溝等に入溝する地下線類の減免措置については、ちゃんと勉強しているかな？

**栗本係員**

電線共同溝等の減免措置ですか…？

**渡邊課長**

そうだよ。「電線類の地中化の推進に伴う占用料の額の取扱いについて」(平成 23 年 3 月 10 日付け国道

利第8号道路局路政課長通知) が送付されてきていたよ。平成23年4月以降に適用になる通知だから、ちゃんと勉強しておかないと駄目だよ。

#### 竹林係員

電線共同溝等の占用料って今迄は減免措置はなかったですよ？ どうして減免措置をすることになったんですか？

#### 渡邊課長

電線共同溝等の整備を促進するため、電線管理者に財政的なインセンティブを付与することにしたんだよ。具体的には、電線を架設することに伴うランニングコストに着眼し、架空線の維持管理費用よりも電線共同溝等に設けた電線の維持管理用が安くなるように占用料を設定することとしたんだ。通知では、電線共同溝等に係る占用料を20%減額することになっているよ。

#### 栗本係員

確かに、架空線よりも地下に設ける場合の維持管理費が高ければ、電線共同溝等の整備に協力することへの抵抗感が生まれますからね。

#### 渡邊課長

そうだね。無電柱化は、安全で快適な通行空間の確保や都市景観の向上に資するものであるとともに、大震災時におけるインフラの信頼性向上のために推進されているものなんだよ。阪神・淡路大震災のときには、NTTの電話回線のうち、架空線の被害が地中化されていた部分の80倍だったという話もあるんだ。

#### 竹林係員

「地下に設ける電線その他の線類」は「共架電線その他上空に設ける線類」よりも占用料は安く定められていますよね？それでも、やはり維持管理費は高くなるのですか？

#### 渡邊課長

架空に設けるよりも、地下に設ける場合の方が、目視確認による点検ができないことや、感電防止等の安全性の確保のため、点検費用や修繕費用は高いのが実態なんだ。そのため、地中化の維持管理費を架空の場合と同等以下にするために、占用料を引き下げることにしたんだよ。

#### 栗本係員

そうなんですか。

#### 渡邊課長

さっきは竹林さんに勉強が足りないと言っていたようだけど、栗本君もまだまだ勉強が足りないみたいだね。

#### 栗本係員

すみません…。

## 資料 1

### 道路法（昭和二十七年六月十日法律第百八十号）

#### （占用料の徴収）

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業で政令で定めるもの及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

## 資料 2

### 道路法施行令（昭和二十七年十二月四日政令第四百名十九号）

#### （指定区間内の国道に係る占用料の額）

第十九条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の額に定める金額（第七条第十号及び第十一号に掲げる施設あつては、同表占用料の欄に定める額並びに道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。）に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可し、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、事業第一項及び別表の備考第九号において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百年に満たない場合にあつては、百年）の合計額とする。

2 （略）

3 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一～五 （略）

六 前各号に掲げるもののほか、前二項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適當であると認められる占用物件で、国土交通大臣が定めるもの

4 （略）